平成２４年（フ）第２５２９号
北海道石狩市花川南７条３丁目266番地
債務者　今里　貞一
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　真弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５３号
札幌市豊平区平岸２条８丁目５番26―208号
債務者　岩並多賀子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１０６号
札幌市中央区宮の森２条15丁目７番15号
債務者　中村美智枝
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０８３号
愛知県知多市八幡字勘右エ門沢68番地の４
債務者　岩田　　実
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６７号
長野県安曇野市三郷明盛4877番地12
債務者　飯嶋みゆき
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　守孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
長野地方裁判所松本支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６５号
秋田県にかほ市象潟町字木戸口51番地65
債務者　細矢　塚子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第９６号
福島県いわき市勿来町関田関山109番地の35
債務者　阿部　和美
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１３号
神奈川県中郡二宮町二宮40番地
債務者　加藤　有一
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１８号
神奈川県平塚市土屋2295番地の６
債務者　髙田美由紀（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１６４号
新潟県新発田市舟入町３丁目４番24号　ベルシュＢ棟５、住民票上の住所新潟県新発田市西宮内1116番地２
債務者　南波　和彦
1　決定年月日時　平成25年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１７２８号
名古屋市中川区花塚町２丁目40番地
債務者　ＩＴＯＷＯＲＫＳこと　伊藤　太志
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１２１号
名古屋市西区枇杷島４丁目15番５号　メゾンビオラ102号
債務者　宗﨑金四郎
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５５４号
名古屋市守山区西島町17番16号　サンシティ和川Ａ―103
債務者　小谷千榮子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６８号
奈良市富雄北３丁目24番15―503号
債務者　古八　秀和
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４８０号
奈良県大和郡山市番条町476番地１
債務者　向井　磨依
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４９８号
奈良県大和郡山市本庄町33番地10
債務者　井内　洋子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５２５号
奈良県天理市遠田町597番地２
債務者　中森由季恵
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１号
奈良市右京２丁目１番地の２　平城第２団地45―202
債務者　石田　皐月
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
奈良地方裁判所